

平成十六年四月二十七日提出
質問第八五号

特定非営利活動法人に関する質問主意書

提出者 若井康彦

特定非営利活動法人に関する質問主意書

市民、民間の自発的意思により社会的な公益活動を行う民間非営利組織（NPO）に対する期待が高まっている。NPOは、福祉、環境、街づくり、国際貢献など様々な分野で活躍し、政府をはじめ、地方自治体、民間企業などでも「新しい公共の担い手」として施策に組み入れ、その活用に力を入れている。平成十年十二月の特定非営利活動促進法（NPO法）の施行以来、特定非営利活動法人（NPO法人）はすでに一万人を超えているといわれ、市民の社会参加にも大きく貢献していると考えられる。しかし、一方で、暴力団排除の実効性確保等を盛り込んだ改正NPO法施行（平成十五年五月）後も、今年に入ってNPO法人を隠れみのにした企業恐喝事件が摘発されるなど、NPO法人をめぐる問題が明らかになっている。

そこで、以下のとおり質問する。

- 一 特定非営利活動法人の最新の法人数を示されたい。
- 二 全国農業新聞（本年四月二十三日付け一面）は、千葉県内での実例をあげて「産廃業者がNPO法人を悪用し、農地をごみ捨て場として狙ったのではないか」と問題を提起している。前述のような企業恐喝事件など、NPOを悪用した事例について、政府はどのように把握しているのか。把握していればその内容

を明らかにされたい。また、把握していないのであれば、今後調査すべきと考えるが、政府の方針を明らかにされたい。

三 「NPO法人が、官僚などの新たな天下り先になっている」との批判がある。政府の見解を伺いたい。

また、NPO法人への、政府職員のいわゆる「天下り」があるのであれば、退職前の所属官庁、役職、氏名、天下り先のNPO法人名について、明らかにされたい。

四 政府の平成十六年度予算のうち、NPO関連予算の総額ならびに、省庁ごとのNPO関連予算の額、ならびにNPO法人を対象として直接支出される補助金、助成金についてその総額と、事業ごとの予算額を示されたい。その上で、NPO関連予算付けについて、政府の考え方を伺いたい。

右質問する。